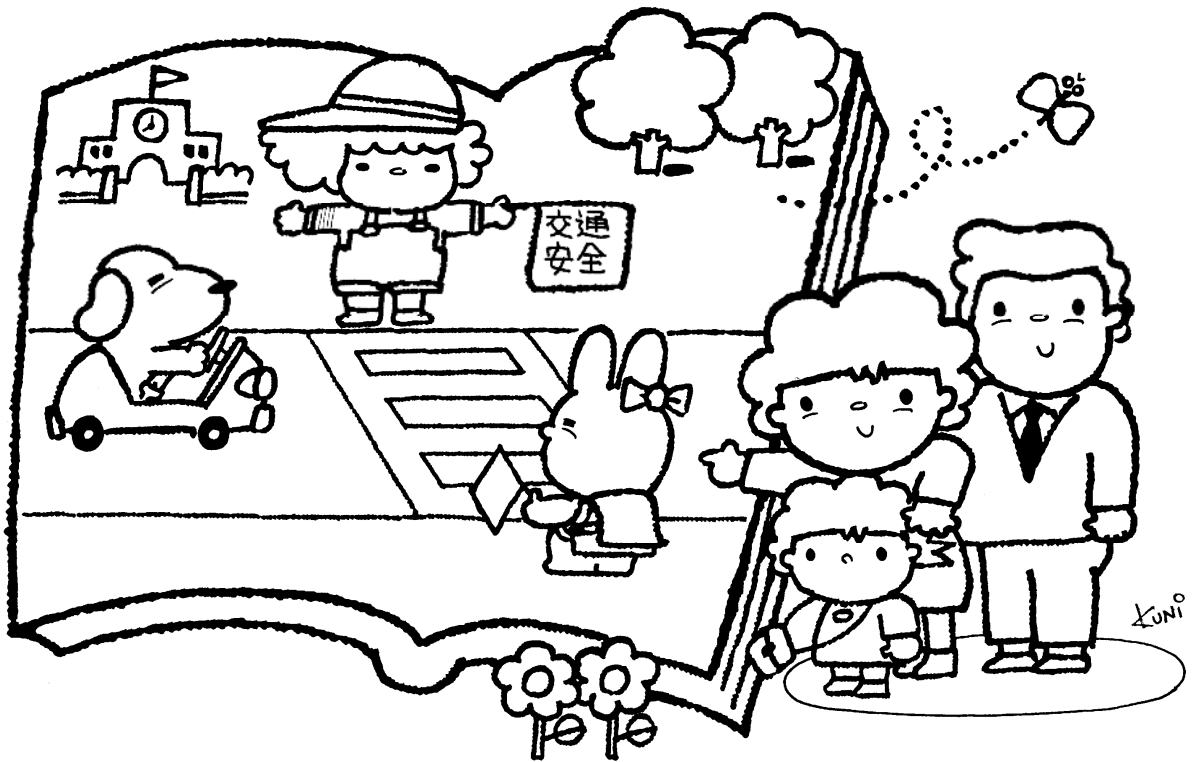


令和4年

# 春の交通安全市民運動 実施要綱

4月6日（水）～4月15日（金）



一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

**ストップ・ザ  
交通事故**

**高めようモラル  
守ろうルール**

# 春の交通安全市民運動実施要綱

## 1 目的

新緑が目鮮やかに映り、日射しが日増しに強くなってくるこの時期、新しい交通環境での通学・通勤に慣れ、行動範囲も広がることから、交通事故の発生が心配されます。

また、気候もよくなり、行楽などで自動車や自転車を使ったり、高齢者が外出する機会が増えたりすることから、交通事故の危険性が高まります。さらに、歓送迎会や花見のシーズンでもあり、飲酒の機会も増えることから、飲酒運転による交通事故の発生も懸念されます。

そこで、この時期に行われる春の全国交通安全運動に合わせ、一宮市でも交通安全運動を実施し、市民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

## 2 期間

令和4年4月6日（水）から4月15日（金）までの10日間

## 3 主 唱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

## 4 実施機関・団体

市内の各種団体

## 5 年間スローガン

「交通事故絶滅」を願って、

市民一人ひとりが交通安全を心掛けよう

### サブスローガン

実践しよう 交通安全スリー<sup>エス</sup>運動

スリーSとは・・・



- Stop（ストップ）

赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ

- Slow（スロー）

高齢者や子どもを見たら速度を落とすスローな運転

- Smart（スマート）

全ての人に対して思いやりをもった、スマートな運転  
車両運転中の「ながらスマホ」は絶対にしない

## 6 運動の重点

- （1）子どもを始めとする歩行者の安全確保
- （2）歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- （3）自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- （4）家庭から交通安全の輪を広げよう

## 7 運動の重点施策

- （1）子どもを始めとする歩行者の安全の確保

ア ドライバーから目立つよう手をあげて横断する**ハンドアップ運動**を実践する。

イ 歩行者は、信号を守る、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用するなど交通ルールを遵守する。

ウ 明るい目立つ色の衣服や反射材用品の着用効果について話し合い、着用を実践する。

エ 交通指導や地域のパトロール活動などで交通安全を呼びかける。

オ 歩行者の歩きながらのスマートフォン等の使用（歩きスマホ）は絶対にしない。

- （2）歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

ア 地域ぐるみで飲酒運転根絶のためのキャンペーンなどの広報

- 啓発を行う。

イ 飲酒を伴う会合などは、公共交通機関、  
運転代行サービス等の利用や、家族の  
送迎依頼など、事前に交通手段を考える。



ウ 地域・職場・家庭では「**飲酒運転四（し）  
ない運動**」や「**ハンドルキーパー運動**」  
を推進する。

運転者は……………○運転するなら酒を飲まない。

○酒を飲んだら運転しない。

家庭・地域では……○運転する人に酒をすすめない。

○酒を飲んだ人に運転させない。

「ハンドルキーパー運動」

自動車で飲食店に来て飲酒する場合、  
仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない  
人（ハンドルキーパー）を決め、その人  
は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲  
酒運転事故を防止する運動



エ 高齢者の運転や運転免許証の自主返納について話し合う。

オ 高齢ドライバーは、身体機能の変化を認識するとともに、  
長時間の運転、体調不良・天候不良時の運転を控える。

カ 「カチッと100!」を合言葉に、全ての座席のシートベルト  
の着用を確かめてから発進する。

キ 同乗者にもシートベルトの着用を徹底する。

ク 子どもの体にあったチャイルドシートの使用  
と座席への正しい取付けを徹底し、また、正し  
い着用を習得する。



ケ 妨害運転の悪質性や危険性について周知する  
とともに、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを  
もった運転の必要性を認識し、十分な車間距離を  
保ち、無理な進路変更や追越し等は絶対にしない。

### (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

- ア 傘差し等の片手運転、スマートフォン等の使用、飲酒運転、並進等の禁止を徹底し、自転車の基本的なルールを守る。
- イ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用はもちろんのこと、全ての自転車利用者はヘルメット着用をする。
- ウ 自転車利用者も加害者になることを認識し、各種保険に加入する。
- エ 「自転車安全利用五則」を守る。
  - 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - 2 車道は左側を通行
  - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - 4 安全ルールを守る
    - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
    - 夜間はライトを点灯
    - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - 5 子どもはヘルメットを着用（※）  
（※愛知県では、自転車利用者は乗車用ヘルメットを着用）

### (4) 家庭から交通安全の輪を広げよう

- ア 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなまで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
- イ 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
- ウ 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知しあう。

## 8 運動の進め方

市、警察、教育委員会及び交通安全協会は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、各実施機関・団体は、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。



# 自転車の安全利用

- 自転車利用者の安全不確認や一時不停止を原因とする交通事故が多く発生しています。自転車も車の仲間です。交通ルールとマナーを守りましょう。
- 愛知県では、自転車に係る交通事故の防止を図り、事故被害の軽減及び被害者の保護に資するため、県、県民、自転車利用者、事業者等の責務を明らかにし、自転車の安全で適切な利用に関する施策の基本となる事項を定めた「自転車の安全で適切な利用の促進に関する条例」が令和3年4月1日に施行されました。

## 自転車安全利用五則

### ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられていますので、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。自転車及び歩行者専用標識や普通自転車歩道通行可の表示がある場合等は、歩道を通行することができます。



### ② 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。また、平成25年12月1日に道路交通法が改正され、路側帯のある道路の場合、自転車が通行できるのは道路の左側部分に設けられた路側帯に限定されました。

### ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、歩道の車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止をしましょう。

### ④ 安全ルールを守る

#### 飲酒運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。



### 二人乗りの禁止

自転車は原則として2人乗りをしてはいけません。

### 並進の禁止

自転車は、2台・3台と横に並んで走ってはいけません。他車の妨害となり、交通事故につながるおそれがあります。

### 夜間はライト点灯

車や歩行者に自分の存在を知らせるために、夜間は早めにライトをつけましょう。また、尾灯や反射器材を備えていない自転車を夜間に運転してはいけません。

### 信号を守る

自転車は車両です。信号は絶対に守らなければなりません。

### 交差点等での一時停止と安全確認

「一時停止」の標識のある場所や「見通しの悪い交差点」では、必ず止まって安全を確認しましょう。

## ⑤ 子どもはヘルメットを着用（※）

（※愛知県では、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用が努力義務となりました。）

一宮市では、令和4年4月1日より補助対象を全年齢に拡大し、自転車の乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。幼児・児童の乗車用ヘルメット着用はもちろんのこと、全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。



愛知県では自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。交通ルールを遵守して事故を起こさないようにするのはもちろんですが、それでも加害者になる交通事故を起こしてしまうことがあります。そうした場合の損害賠償を確実に行うことができるようにするために、TSマーク付帯保険や各保険会社の対人傷害等保険には加入しましょう。

TSマーク付帯保険とは、自転車安全整備店として登録された自転車店等で、点検・整備（有料）を受けた自転車に貼付されるTSマークに付帯した傷害保険・損害賠償保険です。



# 実施要項

## ◎一宮市

### 1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

### 2 自転車の安全利用の促進PR

町内会、老人クラブ、学校等で行われる交通安全教室で市が所有する自転車シミュレーターを利用し、自転車の乗り方、交通ルールを確認してもらうことにより交通安全意識の高揚を図る。

(市民協働課)

### 3 道路環境の整備

歩車道、路側帯などにおける不法看板等、通行の妨げになる物の排除を促進し、安全な交通環境の整備を図る。

(まちづくり部・建設部各課)

### 4 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブ、障害者福祉団体などの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

### 5 保育園・幼稚園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

(保育課)

### 6 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

## ◎教育委員会

### 1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないよう、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

### 2 生涯学習関係団体の活動等における交通安全事業の実施

生涯学習関係団体の活動、公民館活動などを通じ、交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通事故防止に関する事業を実施する。

また、交通安全の基本理念「交通安全は家庭から」をふまえ、家庭を中心とした啓発活動を実施する。

(生涯学習課)

## ◎学校

### 1 児童生徒に交通ルールを周知徹底する

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

### 2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

### 3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

### 4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

## ◎事業所など

### 1 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

## 2 企業内ドライバーの運転マナーの向上に努める

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

## 3 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

## ◎地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会等地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

## ◎老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

会員が事故に遭わないよう、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

## ◎警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を

行い、取締り強化を図る。

### 3 交通事故に直結する違反の取締り強化

交差点関連違反、横断歩行者妨害違反などの交通事故の原因となる違反の取締り強化を図る。

## ◎国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検並びに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。



# 令和4年 交通安全運動期間等一覧

**春の交通安全市民運動期間**（全国一斉）

4月6日～4月15日（10日間）

**夏の交通安全市民運動期間**（県内一斉）

7月11日～7月20日（10日間）

**秋の交通安全市民運動期間**（全国一斉）

9月21日～9月30日（10日間）

**年末の交通安全市民運動期間**（県内一斉）

12月1日～12月10日（10日間）

**交通事故死ゼロの日**

毎月10日・20日・30日

**高齢者を交通事故から守る日**

毎月30日（2月は末日）

**高齢者交通安全週間**

9月14日～9月20日（7日間）

**自転車・二輪車安全利用の日**

毎月10日

**自転車・二輪車安全利用月間**

5月

**バイクの日**

8月19日

**ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）**

年間通じて

**横断歩道の日**

毎月11日

**シートベルト・チャイルドシートの日**

毎月20日

**シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間**（旬間の最後の平日は関所実施予定日）

2月11日～2月20日（10日間）

**飲酒運転根絶の日**

毎月第4金曜日

**飲酒運転根絶強調月間**

12月

**一宮市交通安全デー**

毎月1日

# 令和4年 交通安全年間スローガン

## 《運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

手を上げる 子どもはあなたを 信じてる

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

ゆるさない ハンドル・スマホの 二刀流

警察庁長官賞(優秀賞)

知らせ合う 早めのライトと 反射材

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

通学路 速度を落とす 思いやり

おじいちゃん 今度は僕が 乗せる番

乗るのなら しっかりお酒と ディスタンス

「締めました！」 乗る人みんなの 合言葉

## 《歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

スマホじゃない 見るのは前でしょ 周りでしょ

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

自転車の すり抜け 飛び出し 事故のもと

警察庁長官賞(優秀賞)

自転車も ルールを守る ドライバー

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

イヤホンで ふさぐな町の 声と音

反射材 主役になります 暗い道

確認の 甘さが苦い 事故を呼ぶ

《中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

とうげこう よそみ おしゃべり きけんがいっぱい

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

反射材 光って目立って 金メダル

警察庁長官賞(優秀賞)

手を上げて 運転手さんに ごあいさつ

文部科学大臣賞(優秀作)

あぶないよ 青でもきちんと みぎひだり

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

しんごうが まばたきはじめた はい!とまれ!

くらいとき じぶんをアピール ぴっかぴか

ヘルメット かぶるだけでも 救える命

令和4年広報重点

- ◆スマホ画面 見るの一瞬 事故一生
- ◆その一歩 踏み出す前に 確認を
- ◆危ないよ スマホ 傘差し 二人乗り